

「井深 大」奨学金制度細則

（目的）

第1条 この細則は、湘北短期大学奨学制度基本規程第2条にもとづき、次条以下を内容とする奨学制度（以下「本奨学制度」という。）について定める。なお、この細則で使用する語句の定義は、この細則で定めるものを除き、湘北短期大学奨学制度基本規程の定義と同じとする。

（本奨学制度の名称）

第2条 本奨学制度の名称は、「井深大奨学金制度」とする。なお、「井深大奨学金制度」は、本学が創立40周年を機に、建学の精神を継承するため、創立者井深大の氏名を冠したものである。

（本奨学制度の目的）

第3条 本奨学制度は、学業成績・人物ともに秀逸で、他の学生の模範となり、「社会でほんとうに役立つ人材」として将来の活躍が期待される、本学の誇りとなりうる人材の育成を目的とする。

（本奨学制度の募集条件）

第4条 本奨学制度の募集条件は、高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者及び卒業した者とする。

2. 本奨学制度を適用する者（以下「井深大奨学生」という。）の員数は、1学年2名以内とする。

（本奨学制度の内容）

第5条 本奨学制度は、入学登録料、入学学科の1年次と2年次の授業料と施設設備費（個別に係る費用を除く。）及び学友会費の免除を内容とする。

2. 前項の規定にかかわらず、井深大奨学生が「大学等における修学の支援に関する法律」（以下「法」という。）に基づく減免対象者である場合には、法による入学金及び授業料の減免が優先適用されるものとし、本奨学制度においては、法による減免額を除いた入学登録料及び授業料並びに法による減免の対象とならない施設設備費及び学友会費を免除の対象とする。

（選考方法）

第6条 本奨学制度の資格を得ようとする者は、本学への入学試験の前に、以下に定める書類を本学に提出のうえ、本奨学制度の選考試験を受けなければならない。

①提出書類

(1) 本学所定の奨学生志望理由書

(2) 調査書

② 選考試験は、筆記試験と面接試験とする。なお、筆記試験と面接試験の比重は1：1とし、満点は、筆記試験300点（100点×3教科）と面接試験300点の合計600点とする。

(1) 筆記試験

国語総合（古文、漢文を除く。）と英語Ⅰ・Ⅱ及び数学Ⅰの3教科。試験は、1教科60分（合計180分）で実施する。

(2) 面接試験

本学の複数の教職員による個別面接を実施する。面接員は、都度選定する。

面接の際に特筆すべき実績や資格を加点評価する。

2. 奨学金選考委員会は、提出書類、選考試験（筆記試験、面接試験）の結果を総合的に判断して、奨学生資格の取得候補者（以下「候補者」という。）を2名以内選出する。ただし、選考試験の結果が一定の基準に達しない場合は、奨学金選考委員会は候補者を選出しない。

3. 奨学金選考委員会は、選考した候補者を学長に推薦し、学長は推薦された候補者の中から翌年度の奨学生資格者を決定する。

（井深大奨学生）

第7条 奨学生資格者が、本学への出願により入学試験を合格とし、本学への入学手続きを行ったときは、井深大奨学生となり、入学登録料、入学学科の1年次と2年次の授業料と施設設備費及び学友会費の全額を免除する。

2. 奨学生資格者が、資格取得の翌年度に、本学に入学できなかった場合は、奨学生資格を喪失する。

3. 井深大奨学生は、本学のソニーの寄付による国際理解教育奨学金制度Ⅰ及びⅡ並びに資格取得奨励金制度以外の他の奨学制度を利用することはできない。

（事務取扱）

第8条 井深大奨学生に関する事務は、教務・学生部が行う。

（改廃）

第9条 この細則の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が定める。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

この細則は、2021年4月1日から施行する。